

一六五三年スイス農民戦争における 「農民同盟文書」の歴史的意義

岩 井 隆 夫

問題の所在

- 一 歴史的史料としての「農民同盟文書」
- 二 「農民同盟文書」諸版の異同
- 三 「農民同盟文書」とランツゲマインデ（農民集会）

成果と課題

- 付録 1 「農民同盟文書」ルツェルン版
- 付録 2 「農民同盟文書」ゾーロトゥルン版
- 付録 3 「農民同盟文書」バーゼル版
- 付録 4 「農民同盟文書」ルツェルン写本
- 付録 5 「農民同盟文書」ベルン写本

問題の所在

一六五三年の一月から六月にかけて展開したスイス農民戦争は一三邦同盟時代の近世スイスにおける最大の農民反乱であるとともに、農民軍の敗北により各邦において寡頭制支配が強化され、一七九八年のヘルヴェティア共和国の成立に至るまでのアンシャン・レジーム体制が確立される契機ともなった民衆反乱とされている⁽¹⁾。

この農民反乱は前年の一六五二年一二月のルツェルン邦のエントレーブークでの集会に始まり、ベルン邦、ルツェルン邦、ゾーロトゥルン邦および

バーゼル邦の各地でランツゲマインデ（住民集会）⁽²⁾が開催されて邦の域を超える。一六五三年四月二三日にベルン邦のズミスヴァルトで開催されたランツゲマインデ（農民集会）⁽³⁾は最も規模が大きく、この集会で各地の農民代表により宣誓された内容が同年五月一四日にフトヴィールで開催されたランツゲマインデ（農民集会）において「農民同盟文書（通称フトヴィール同盟文書）」として承認された⁽⁴⁾。

この「農民同盟文書」は農民反乱が最も昂揚した時点で作成された重要な文書であるにもかかわらず、スイス農民戦争研究史上、公刊史料においても文献においても、史料作成の歴史的経緯や史料としての意義は必ずしも十分に扱われてこなかった。

フォック（Alois Vock）はベルン文書館およびルツェルン文書館に所蔵されているとした「農民同盟文書」の写本に基づいて転写している⁽⁵⁾。

『盟約者団会議議事録』の共同編集者としてピピコーファー（Johann Adam Pupikofer）とクリュートリ（Jakob Kaiser Krütli）はルツェルン文書館に所蔵されているとした「農民同盟文書」の原本に基づいて転写し、文書に掛けられた農民代表の出身地の印章についても言及している⁽⁶⁾。この公刊史料の末尾には、「農民同盟文書」は同一の内容の文書がルツェルン、ベルン、ゾロトゥルンおよびバーゼルの市当局に送達されたという叙述がある⁽⁷⁾。これら四通の「農民同盟文書」の原本をルツェルン版、ベルン版、ゾロトゥルン版およびバーゼル版と呼ぶことになると、「農民同盟文書」が作成された時点では、ルツェルン版、ベルン版、ゾロトゥルン版およびバーゼル版の四通の原本が存在したと考えられる。ところが、この公刊史料ではルツェルン版以外の他の三通の原本について言及されていない。

リーベナウ（Theodor von Liebenau）もルツェルン版に基づいて転写すると共に、文書に掛けられた印章について言及している⁽⁸⁾。ところが、その後のスイス農民戦争研究史の上ではルツェルン版の原本もしくは写本についての言及はなされずにとどまっただけではなく、原本および写本の

所在自体についても不明となる⁽⁹⁾。

ヴィードマー (Sigmund Widmer) はゾーロトゥルン版の原本⁽¹⁰⁾の写真版を掲載した上で、ベルン邦、ルツェルン邦およびバーゼル邦に送達された文書は農民戦争終結後に各都市当局の手で破棄されたために、ゾーロトゥルン邦に送達された文書が唯一の原本としてゾーロトゥルン州立文書館に所蔵されていると指摘した⁽¹¹⁾。

『ベルン法史料集成』の編集者としてルネファールト (Hermann Renefahrt) はベルン文書館に所蔵されている「農民同盟文書」のベルン写本⁽¹²⁾に基づいて転写している⁽¹³⁾。

以上に挙げた文献や公刊史料の他に「農民同盟文書」を転写している文献は存在するが、いずれも原本ないしは写本についての言及はなく、『盟約者団会議議事録』の転写を転用しているに過ぎないと考えられる⁽¹⁴⁾。

近年ホーレンシュタイン (André Holenstein) がスイス農民戦争三五〇周年 (二〇〇三年)⁽¹⁵⁾ を契機に進めた史料調査により、ルツェルン版⁽¹⁶⁾およびルツェルン写本⁽¹⁷⁾が再発見され、バーゼル版⁽¹⁸⁾が新たに発見された⁽¹⁹⁾。したがってヴィードマーの指摘に反して、「農民同盟文書」には文書館史料としてルツェルン版、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版の所在が明らかにされ、公刊史料としてルツェルン版に基づくものとベルン写本に基づくものが公にされていることになる。

ところが四通の原本のうち、ベルン市当局に送達されたとされているベルン版についてだけは所在が明らかにされていない⁽²⁰⁾。したがってベルン版が所在するにせよ、所在しないにせよ、いずれの場合についても根拠を明らかにしなければならない。

またこれらの諸版の異同についてはホーレンシュタインが部分的に行っているけれども、包括的になされていない⁽²¹⁾。筆者は前稿において、これら原本と写本のすべてを転写すると共に諸版の異同を検討し、ホーレンシュタインも含めたこれまでの文献や公刊史料などにおける転写には訂正と追加が必要であること、諸版の間には単なる表記の違いにとどまらない

異同があることを指摘した⁽²²⁾。したがって、本稿では煩を厭わず三通の原本と二通の写本のすべてを訳出すると共に、諸版の異同を包括的に明らかにする⁽²³⁾。

さらにホーレンシュタインは史料としての「農民同盟文書」に即して、スイス農民戦争の背景や原因などから始まり、スイス農民戦争の歴史的経緯についてのみならず、スイス農民戦争の歴史的意義についても包括的な議論を行った⁽²⁴⁾。ところが、「農民同盟文書」が作成される母体となったランツゲマインデ（農民集会）については必ずしも十分に取り上げていない。したがってランツゲマインデ（農民集会）に焦点を当てて、その広がりとネットワークについて明らかにしなければならない。

一 歴史的史料としての「農民同盟文書」

農民戦争の過程もしくは終了後、農民反乱に関わった地域全体で四五名の農民側の指導者などが死刑に処せられた。そのうちベルン邦からは二三名が反乱の主謀者とされて処刑された⁽²⁵⁾。その一環として、一六五三年九月六日、「農民同盟」の最高指導者ロイエンベルガー（Niklaus Leuenberger）に死刑判決が下され、斬首刑が執行される⁽²⁶⁾。

農民反乱の主謀者などの裁判や処刑に関する事実を書き記した塔牢獄調書（Turmbuch）にはロイエンベルガーに対する調書が収められている⁽²⁷⁾。この調書の末尾に死刑判決の内容が次のように書き留められている。

「首を刀で切り落とした上で、フトヴィールにて出された恥すべき同盟文書と共に処刑台に留められるべきこと、だが胴体は四つ割きにして、四つの主要街路に吊し、この誉れ高き都市ベルンの法に従って斬首刑に処されるべきこと。（jme daselbst mit dem schwärt dz haupt abschlachen, daßelbig mit dem schandtlichen zü Huttwyl vfgerichten bundbrief an galgen hefften, den lyb aber in vier stucken vnd theill zerhowen, vnd an allen vierhauptstraßen vfhenken, vnd hiemit nach diser loblichern statt Bern rechten vom leben zum tod hinrichten sölle.）⁽²⁸⁾」

当時のベルンの神学校（Oberschule）の教授ハラーは一六五三年八月二七日（新暦九月六日）付の日記に、切り落とされた彼の首が「絞首台に六つのゲマインデの印章が掛けられた反乱同盟文書といっしょに釘で打ち付けられた（*vf den galgen mit sampt der rebellen bundts brief, daran sechs sigel, von 6 gmeinden, gehanget, genaglet*）」と書き留めている⁽²⁹⁾。

ゾーロトゥルンのシェーネンヴェルト修道院議事録はロイエンベルガーの処刑の事実を伝え、「同盟文書の上に頭が釘で絞首台に打ち付けられた（*der kopf auf den bundesbrief mit einem nagel auf den galgen geschlagen worden*）」と書き留めている⁽³⁰⁾。

ベルン写本を再録したと思われる十八世紀の史料には追記として、「六つの印章が掛けられた眞の同盟文書は一六五三年八月二七日に、その指導者ロイエンベルガーの頭の下に処刑台に釘で打ち付けられた（*Der rechte bundtsbrief mit anhangenden 6 ynsiglen, jst den 27. Augsti 1653 vff den galgen vnden vß vnder syn obman Läüwenbergers kopf genaglet*）」と記されている⁽³¹⁾。

塔牢獄調書の叙述はベルン市当局の立場からなされている。これに対して、他の史料における叙述は第三者の立場から伝聞などを基にしていると考えられる。当時の死刑は公開処刑であり、処刑の予告から始まり、処刑の当日には多くの市民が観衆として集まり、処刑後も処刑台はそのまま放置されて市民の目に曝されたということである⁽³²⁾。

したがって、ロイエンベルガーの死刑の際に切り落とされた首と共に「同盟文書」が処刑台に釘で打ち付けられたという事実がベルン市内や周辺地域では広く流布していたと考えられる。

また後代の叙述であるが、一七三八年に刊行された著書『ヘルヴェティアの歴史についての詳細な記述（Genaue und umständliche Beschreibung helvetischer Geschichte）』の中で、著者ヤーコブ・ラウファー（Jacob Lauffer）はロイエンベルガーの死刑判決の内容を書き記すと共に、「彼（ロイエンベルガー）の書記官で、当局に宛てたほとんどの文書を書いた

ブレンナーの首も切られ、反乱の主謀者の一人であるウーリ・ガリも絞首刑に処された。（So ward auch sein Secretarius Brönnner, der meistentheils alle Briefe an die Obrigkeit geschrieben, des Kopffs kürzter gemacht, Ulli Galli aber, einer von den Haupt-Rebellen, mußte sein Leben an einem Strick enden.）」と記しており、「同盟文書」をめぐるロイエンベルガーとブレンナーの処刑に言及している⁽³³⁾。ブレンナー（Hans Konrad Brenner）はベルン写本の執筆者として署名しており⁽³⁴⁾、ベルン版、ルツェルン版、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版についても執筆者と目された人物であり、一六五三年一一月四日にロイエンベルガーと同じく斬首刑に処せられた⁽³⁵⁾。同日ウーリ・ガリも絞首刑に処せられた⁽³⁶⁾。

史料上に「印章が掛けられた⁽³⁷⁾」という表現があることから、これら一連の史料に取り上げられている「同盟文書」こそ、これまで唯一所在が不明であったベルン版の「農民同盟文書」であると考えて間違いない。

塔牢獄調書に書き留められているロイエンベルガーの死刑判決の内容については、多くの文献で直接的ないしは間接的に取り上げられてきたけれども、史料に出てくる「同盟文書」がベルン版の「農民同盟文書」の原本であることは指摘されてこなかった⁽³⁸⁾。

またハラーの日記に書き留められている事実についても、直接的ないしは間接的に文献上で指摘されてきたけれども、史料に出てくる「同盟文書」がベルン版の「農民同盟文書」の原本であることは指摘されてこなかった⁽³⁹⁾。

以上の検討結果から、「農民同盟文書」はほぼ同文のものが四通作成され、それぞれベルン、ルツェルン、ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各都市当局に送達されたが、ベルン市当局に送達された「農民同盟文書」はロイエンベルガーの斬首刑が一六五三年九月六日に執行された際に、切り落とされた首と共に処刑台に釘で打ち付けられ、そのまま放置されたと考えられる。

二 「農民同盟文書」諸版の異同

次に三つの原本および二つの写本について、異同を検討してみることにする。

全体として語句や語尾における筆写上の異同は多くあるけれども、こうした異同の他に、一つの文章における語順の異同にとどまらず、文章構成上でも異同のみられる部分が三カ所ある。

(一)

最初に取り上げるべきは、ベルン邦、ルツェルン邦、ゾーロトゥルン邦およびバーゼル邦から農民が集まり宣誓した理由を述べた部分に関してである。

【ルツェルン版】

「このため彼ら領民は・・・すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために・・・危険にさらされもした。(中略) われらが・・・後段で列挙される地から集まって親密に話し合つたのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。その上でわれらは野外にて満場一致で・・・一同拳手して以下に挙げる条項を以下のように誠実に誓約した。」

【ゾーロトゥルン版】

「このため彼ら領民は・・・すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために・・・危険や暴力にさらされもした。(中略) われらが・・・後段で列挙される地から集まつたのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で・・・一同拳手して以下のように誠実に誓約した。」

【バーゼル版】

「このため彼ら領民は・・・すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために・・・危険や暴力にさらされもした。(中略) われらが・・・後段で列挙される地から集まつたのは、苦情を訴える

という特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で……一同拳手して以下のように誠実に誓約した。」

【ルツェルン写本】

「このため彼ら領民は……すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために……危険や暴力にさらされもした。（中略）われらが……後段で列挙される地から集まつたのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で……一同拳手して以下に挙げる条項を以下のように誠実に誓約した。」

【ベルン写本】

「このため彼ら領民は……すべての地にとってもはやベルンに来てはならないとされた。布告のために……危険や暴力にさらされもした。（中略）われらが……後段で列挙される地から集まつたのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で……一同拳手して以下に挙げる条項を以下のように誠実に誓約した。」

農民が集まり宣誓した理由を述べた部分に関して、諸版の異同を整理すると以下の四点を挙げることができる。

第一点として、ベルン写本における「すべての地にとってもはやベルンに来てはならないとされた」という節は、ルツェルン版、ゾーロトゥルン版、バーゼル版およびルツェルン写本ではすべて同様に「すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた」となつており、これは明らかにベルン写本の筆写における誤記である。

第二点として、ゾーロトゥルン版、バーゼル版、ルツェルン写本およびベルン写本における「危険や暴力にさらされもした」という節は、ルツェルン版では「危険にさらされもした」となつており、ルツェルン版のみ「暴力」という言葉が脱落している。

第三点として、ルツェルン版における「後段で列挙される地から集まつ

て親密に話し合ったのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。その上でわれらは野外にて満場一致で」という節は、ゾーロトゥルン版、バーゼル版、ルツェルン写本およびベルン写本では「後段で列挙される地から集まつたのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で……」となっており、ルツェルン版のみ語順が異なる。

第四点として、ルツェルン版、ルツェルン写本およびベルン写本における「一同拳手して以下に挙げる条項を以下のように誠実に誓約した」という節は、ゾーロトゥルン版とバーゼル版では「一同拳手して以下のように誠実に誓約した」となつておる、「以下に挙げる条項」という語句がゾーロトゥルン版とバーゼル版では脱落している。

(二)

次に取り上げるべきは、第一条項と第五条項に関してである。

【ルツェルン版】

「われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助すること、生命、全財産および血をもって相互に保護すること、したがつて主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと、こうしたこととはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」

「第五に、この宣誓された同盟は……」

【ゾーロトゥルン版】

「われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助すること、正義を打ち立てること、したがつて主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれら

にとどまり与えられるべきこと、この際生命、全財産および血をもって相互に保護すること、こうしたことはすべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。」

「第五に、この宣誓された盟約と同盟は・・・」

【バーゼル版】

「われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助すること、したがって主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと、この際生命、全財産および血をもって相互に保護すること、こうしたことはすべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。」

「第五に、この宣誓された盟約と同盟は・・・」

【ルツェルン写本】

「われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助し、生命、全財産および血をもって相互に保護すること、したがって主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと、こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」

「第五に、この宣誓された盟約と同盟は・・・」

【ベルン写本】

「われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助し、正義を打ち立てること、したがって主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと、この際生命、全財産および血をもって相互に保

護すること、こうしたことは宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。」

「第五に、この宣誓された盟約と同盟は・・・」

第一条項に関して諸版の異同を整理すると、以下の三点を挙げができる。

第一に、ゾーロトゥルン版およびベルン写本における「正義をうち立てること」という節は、ルツェルン版、バーゼル版およびルツェルン写本にはみられない。

第二に、ルツェルン版およびルツェルン写本における「農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと」という節は、ゾーロトゥルン版、バーゼル版およびベルン写本では「農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと」となっており、ルツェルン版とルツェルン写本だけが「送り届けられるべきこと」となっている。

第三に、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版における「すべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと」という節は、ルツェルン版およびルツェルン写本では「すべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと」、ベルン写本では「宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと」となっている。ルツェルン版とルツェルン写本が「異議を申し立て、害を及ぼす」となっているのに対して、ゾーロトゥルン版、バーゼル版およびベルン写本が「害を及ぼし、異議を申し立てる」となっており、さらにベルン写本には「すべての当事者」という語句が脱落している。

第五条項に関しては、ルツェルン版における「宣誓された同盟は・・・」という語句は、ゾーロトゥルン版、バーゼル版、ルツェルン写本およびベルン写本では「宣誓された盟約と同盟は・・・」となっており、ルツェルン版では「盟約」が脱落している。

(三)

最後に取り上げるべきは、「農民同盟文書」に名を連ねた地域のリストおよび結語に関してである。

【ルツェルン版】

「統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の九つの地方代官区を含むラント・エントレーブー。統いてベルン邦から、はじめに郡代官区トラクセルヴァルト、〔追加〕、ジーグナウ、〔都市〕および農村〔トゥーン〕、インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク、都市および伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、郡代官区クリーク・シュテッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区ブヒエックベルク、郡代官区ドルナッハ、郡代官区ティアシュタイン、郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタル、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター⁽⁴⁰⁾。

〔追加〕 ブランディス、ズミスヴァルト、フトヴィール、ラント・エメンタール、自由裁判区シュテフィスブルク、ヒルターフィンゲン、ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節に

より上記の年の五月一四日に承認され、ここに掛けられた印章によって永遠に記憶され、眞の証書とされることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され、ベルン、ルツェルン、ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。」

【ゾーロトゥルン版】

「統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の九つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。

統いてベルン邦の郡代管区から、はじめにトラクセルヴァルト、[追加]、ジーグナウ、[都市] および農村〔トゥーン〕、インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼフティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムト および郡代官区アールブルク、都市および伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、郡代官区クリーク・シュテッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区ブヒェックベルク、郡代官区ドルナッハ、郡代官区ティアシュタイン、郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタール、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され、ここに掛けられた印章によって永

遠に記憶されることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され、ベルン、ルツェルン、ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。

〔追加〕 ブランディス、ズミスヴァルト、フトヴィール、ラント・エメンタール、自由裁判区シュテフィスブルク、ヒルターフィンゲン、ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。」

【バーゼル版】

「続いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の九つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。

続いてベルン領から、郡代官区トラクセルヴァルト、シーグナウ、〔追加〕、〔都市〕および農村〔トゥーン〕、インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼフティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク、都市および伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、郡代官区クリーク・シュテッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区ブヒェックベルク、郡代官区ドルナッハ、郡代官区ティアシュタイン、郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタル、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

〔追加〕 ブランディス、ズミスヴァルト、フトヴィール、ラント・エメン

タール, 自由裁判区シュテフィスブルク, ヒルターフィンゲン, ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され, ここに掛けられた印章によって永遠に記憶されることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され, ベルン, ルツェルン, ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。」

【ルツェルン写本】

「統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他のヴィリザウ, ローテンブルク, ルスヴィール, マルタース, クリエンス, ホルヴ, ベーロミュンスター, クヌートヴィル, ビューロン, トリエンゲン, エビコンを含むラント・エントレブーフ。

統いてベルン領の郡代管区から, はじめに郡代管区トラクセルヴァルト, ジーグナウ, [都市] および農村トゥーン, インターラーケン, ブリエンツ, フルーティゲン, 地方裁判区シュテルネンベルク, ツォリコーフェン, コノールフィンゲン, 地方裁判区ゼフティンゲン, 伯領ニーダウ, 伯領ビューレン, 郡代官区フラウブルンネン, 郡代管区アールベルク, 郡代官区ランズフート, 都市を除く伯領ブルクドルフ, 郡代官区ヴァンゲン, アールヴァンゲン, 郡代官区ビップ, 都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク, 都市および伯領レンツブルク, 郡代官区シェンケンブルク, 郡代管区シュテフィスブルク, 郡代官区ズミスヴァルト, 郡代管区プランディス。

ゾーロトゥルン領から, 伯領ゲスゲン, 都市およびアムト・オルテン, 郡代官区ベヒブルク, 郡代官区ファルケンシュタイン, 郡代官区クリーク・シュテッテン, 郡代官区フルメンタール, 郡代官区レーベルン, 郡代官区ブヒェックベルク, 郡代官区ドルナッハ, 郡代官区ティアシュタイン, 郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタール、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され、ここに掛けられた印章によって永遠に記憶され、眞の証書とされることにより効力をもった。」

【ベルン写本】

「続いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の九つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。続いてベルン領から、はじめに郡代管区トラクセルヴァルト、プランディス、ズミスヴァルト、フトヴィール、ラント・エメンタール、ジーグナウ、[都市および]農村[トゥーン]、自由裁判区シェテフィスブルク、ヒルターフィンゲン、ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。郡代管区インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シェテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、ゼフティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代管区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムトおよび郡代官区アルブルク、伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、クリークシェッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区ブヒェックベルク、郡代官区ドルナッハ、郡代官区ティアシュタイン、郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタール、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン

イン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され、ここに掛けられた印章によって永遠に記憶されることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され、ベルン、ルツェルン、ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。」

「農民同盟文書」に名を連ねた地域のリストおよび結語に関して、諸版の異同を整理すると以下の五点を挙げることができる。

第一に、「農民同盟文書」に名を連ねた地域のリストをまとめたのが表1である。表に示されたように、ルツェルン写本を除いて、他の原本や写本における地域のリストに異同はみられない。ルツェルン写本のリストでは、ルツェルン邦の九つのアムト名が列挙されている一方、他の原本や写本に挙げられている地域のリストの中で脱落している地域がいくつがある。

第二に、ルツェルン版、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版は追加をしている。また、ルツェルン版とゾーロトゥルン版の追加の位置とバーゼル版の追加の位置は異なっている。ルツェルン写本とベルン写本は追加という体裁をとっていない。さらに、ルツェルン写本は他の原本のように脱落した地域を追加する形をとっておらず、ベルン写本は他の版で追加をしている地域を最初から組み込んでいる。

第三に、ルツェルン写本においてのみトゥーン (Thun) の地名が残っており、ルツェルン版、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版においては「都市 (Statt) およびThun」の語句を後から抹消したと考えられるスペースがみられる。ベルン写本にはこうしたスペースがみられず、当初からトゥーンという語句を想定していない。

第四に、「真の証書として」という表現はルツェルン版とルツェルン写本にのみみられ、他の原本や写本にはみられない。

第五に、ゾーロトゥルン版はリストの追加を最後に行っている。

表1 農民同盟参加地域リストにおける「農民同盟文書」諸版の異同

ルツェレン版	ゾート・カッジ版	バーゼル版	ルツェレン版	バーゼル版
<ルツェレン版> ラント Entlebuch 9地方代管区	<ルツェレン版> ラント Entlebuch 9地方代管区	<ルツェレン版> ラント Entlebuch 9地方代管区	<ルツェレン版> ラント Entlebuch 9地方代管区	<ルツェレン版> ラント Entlebuch 9地方代管区
<ヘルン邦> 郡代官区 Trachselwald (追加) Sigrisau	<ヘルン邦> 郡代官区 Trachselwald (追加) Sigrisau [新村] おひ萬村 [Thun.]	<ヘルン邦> 郡代官区 Trachselwald Interlaken	<ヘルン邦> 郡代官区 Trachselwald Interlaken	<ヘルン邦> 郡代官区 Trachselwald Interlaken
Brienz	Brienz	Brienz	Brienz	Brienz
Ruttingen	Ruttingen	Ruttingen	Ruttingen	Ruttingen
地方裁判区 Sternenberg	地方裁判区 Sternenberg	地方裁判区 Sternenberg	地方裁判区 Sternenberg	地方裁判区 Sternenberg
Zollikofen	Zollikofen	Zollikofen	Zollikofen	Zollikofen
Konolfingen	Konolfingen	Konolfingen	Konolfingen	Konolfingen
地方裁判区 Seftigen	地方裁判区 Seftigen	地方裁判区 Seftigen	地方裁判区 Seftigen	地方裁判区 Seftigen
伯領 Nidau	伯領 Nidau	伯領 Nidau	伯領 Nidau	伯領 Nidau
伯領 Buren	伯領 Buren	伯領 Buren	伯領 Buren	伯領 Buren
郡代官区 Aarberg	郡代官区 Aarberg	郡代官区 Aarberg	郡代官区 Aarberg	郡代官区 Aarberg
Landschaft	Landschaft	Landschaft	Landschaft	Landschaft
都市を除く Burgdorf	都市を除く Burgdorf	都市を除く Burgdorf	都市を除く Burgdorf	都市を除く Burgdorf
郡代官区 Wangen	郡代官区 Wangen	郡代官区 Wangen	郡代官区 Wangen	郡代官区 Wangen
郡代官区 Aarwangen	郡代官区 Aarwangen	郡代官区 Aarwangen	郡代官区 Aarwangen	郡代官区 Aarwangen
郡代官区 Bipp	郡代官区 Bipp	郡代官区 Bipp	郡代官区 Bipp	郡代官区 Bipp
都市を除く Lenzburg	都市を除く Lenzburg	都市を除く Lenzburg	都市を除く Lenzburg	都市を除く Lenzburg
郡代官区 Schenkenburg	郡代官区 Schenkenburg	郡代官区 Schenkenburg	郡代官区 Schenkenburg	郡代官区 Schenkenburg
<ゾート・カッジ版>	<ゾート・カッジ版>	<ゾート・カッジ版>	<ゾート・カッジ版>	<ゾート・カッジ版>
伯領 Gosen, ト・Othen	伯領 Gosen, ト・Othen	伯領 Gosen, ト・Othen	伯領 Gosen, ト・Othen	伯領 Gosen, ト・Othen
郡代官区 Beichburg	郡代官区 Beichburg	郡代官区 Beichburg	郡代官区 Beichburg	郡代官区 Beichburg
Falkenstein	Falkenstein	Falkenstein	Falkenstein	Falkenstein
郡代官区 Kriegssetten	郡代官区 Kriegssetten	郡代官区 Kriegssetten	郡代官区 Kriegssetten	郡代官区 Kriegssetten
Fumenthal	Fumenthal	Fumenthal	Fumenthal	Fumenthal
郡代官区 Lebern	郡代官区 Lebern	郡代官区 Lebern	郡代官区 Lebern	郡代官区 Lebern
Bucheggberg	Bucheggberg	Bucheggberg	Bucheggberg	Bucheggberg
郡代官区 Dornach	郡代官区 Dornach	郡代官区 Dornach	郡代官区 Dornach	郡代官区 Dornach
Turtmann	Turtmann	Turtmann	Turtmann	Turtmann
郡代官区 Ramstein	郡代官区 Ramstein	郡代官区 Ramstein	郡代官区 Ramstein	郡代官区 Ramstein
<フライエ・エムター>	<フライエ・エムター>	<フライエ・エムター>	<フライエ・エムター>	<フライエ・エムター>
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
Sigristwald	Sigristwald	Sigristwald	Sigristwald	Sigristwald
Emmental	Emmental	Emmental	Emmental	Emmental
ラント・Emmental	ラント・Emmental	ラント・Emmental	ラント・Emmental	ラント・Emmental
Huttwil	Huttwil	Huttwil	Huttwil	Huttwil
自由裁判区 Stettifürzug	自由裁判区 Stettifürzug	自由裁判区 Stettifürzug	自由裁判区 Stettifürzug	自由裁判区 Stettifürzug
Hilfertingen	Hilfertingen	Hilfertingen	Hilfertingen	Hilfertingen
Hans Büler 自身と後の子孫たち	Hans Büler 自身と後の子孫たち	Hans Büler 自身と後の子孫たち	Hans Büler 自身と後の子孫たち	Hans Büler 自身と後の子孫たち
Sigristwald の Hans Büler 自身と後の子孫たち	Sigristwald の Hans Büler 自身と後の子孫たち	Sigristwald の Hans Büler 自身と後の子孫たち	Sigristwald の Hans Büler 自身と後の子孫たち	Sigristwald の Hans Büler 自身と後の子孫たち

出典) Staatsarchiv des Kantons Luzern, Urk. 339/6065; Staatsarchiv des Kantons Solothurn, Urkundensammlung, Urkunde vom 4./14.1.1653; Staatsarchiv des Kantons Basel-Stadt, Urk. 3867; Staatsarchiv des Kantons Luzern, Urk. 359/6066; Staatsarchiv des Kantons Bern, A IV 183 SS. 254-255.

(四)

では、以上にみたような諸版の異同についての検討結果からどのようなことが導き出されるであろうか。

第一に、三通の原本と二通の写本は決して同時に作成されておらず、作成の時期にはずれがある。ルツェルン写本が作成された時点においては都市トゥーンが「農民同盟文書」に盟約者の一員として挙げられていたが、後に「農民同盟」から脱落したために、他の原本では抹消された結果、ルツェルン写本は他の原本に先立って作成されたと考えられている⁽⁴¹⁾。ルツェルン版、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版の作成時期はほぼ同じ時期と考えられ、四月二三日のズミスヴァルトのランツゲマインデから五月一四日のフトヴィールのランツゲマインデに至るまでの時期に作成されたと考えられる。ベルン写本はフトヴィールのランツゲマインデから五日後の五月一九日に作成されている⁽⁴²⁾。

第二に、ルツェルン版やルツェルン写本を、他の原本や写本と比較すると、語順などが異なっている部分がいくつかある。

各地の農民が集まり宣誓した理由を述べた部分に関しては、ルツェルン版が他の原本や写本と語順などが異なっている。

第一条項に関しては、ルツェルン版とルツェルン写本が他の原本や写本と異なっている箇所が多い。ルツェルン版およびルツェルン写本だけが「農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと」となっており、他の版や写本の「農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと」とは明らかに異なっている。また宗教に関して触れた部分については、ルツェルン版とルツェルン写本が「異議を申し立て、害を及ぼす」となっているのに対して、ゾーロトゥルン版、バーゼル版およびベルン写本が「害を及ぼし、異議を申し立てる」となっており、さらにベルン写本には「すべての当事者」という語句が脱落している⁽⁴³⁾。

結語の部分に関して、「真の証書として」という表現がルツェルン版とルツェルン写本にのみみられ、他の原本や写本にはみられない。

第三に、ゾーロトゥルン版とバーゼル版とベルン写本が一致していることが多いことから、ベルン版が作成された段階でベルン版を参照しながらゾーロトゥルン版とバーゼル版が同じ時期に作成されたと推測される。さらに言えば第一条項に関して、ルツェルン版とルツェルン写本では「送り届けられるべき」となっている節が、バーゼル版やゾーロトゥルン版においては、ベルン写本と同様に「われらにとどまり与えられるべきこと」となっている。ベルン邦にとってゾーロトゥルン邦やバーゼル邦はルツェルン邦と同様に異邦であるにもかかわらず「送り届けられるべき」となっていないことは不自然である。

諸版にみられるこれらの異同は些細なものであると言うことができるであろうか。他の部分については一致しているにもかかわらず、いくつかの特定の部分に異同がみられることについてどのように考えたらよいであろうか。

異同を詳細に検討してみると、「農民同盟文書」は各地の農民代表の意志統一がなされた上で作成されたと考えられない。

ルツェルン版やルツェルン写本の作成に当たっては、執筆者に対してルツェルン邦の農民代表の意志が一定の作用を及ぼしたことが推測される。ゾーロトゥルン版やバーゼル版の作成に当たっては、ゾーロトゥルン邦やバーゼル邦の農民代表の意志は前面に出ることなく、ベルン邦の農民代表の意志が前面に出ており、執筆者に対してベルン邦の農民代表の意志が一定の作用を及ぼしたことが推測される。

したがって「農民同盟文書」は、一方ではルツェルン農民代表と執筆者によりルツェルン写本とルツェルン版が作成され、もう一方ではベルン農民代表と執筆者によりベルン版、ゾーロトゥルン版およびバーゼル版が作成されるというように、場合によっては作成時期や作成場所を異にするなどして、それぞれ異なる文書作成環境において、二つの異なる系統の「農民同盟文書」が作成されたと考えてよいのではないであろうか。

三 「農民同盟文書」とランツゲマインデ（農民集会）

ではこうした二つの異なる系統の「農民同盟文書」が作成された背景にはどのような事情があったのであろうか。

そこで、「農民同盟文書」の作成母体ともいるべきランツゲマインデ（農民集会）を形成した人的ネットワークがどのようなものであったかをみてみることにしよう。

いったいどこからランツゲマインデ（農民集会）に農民がやってきたのであろうか。また、いったい誰がランツゲマインデ（農民集会）にやってきたのであろうか。

どこから農民がやってきたのかについては、「農民同盟文書」に名を連ねた地域のリストをみるとことによって分かる。

前掲の表1に示したように、ベルン邦、ルツェルン邦、ゾーロトゥルン邦およびバーゼル邦、さらには共同支配地のフライエ・エムターから集まっている。

また誰がやってきたのかについては詳細は明らかではないが、四月二三日に開催されたズミスヴァルトのランツゲマインデ（農民集会）に集まってきた農民のうちの農民代表については、四月二五日に作成されたリストが残っている⁽⁴⁴⁾。それを整理したのが表2である。

ベルン市当局側で作成されたという事情もあって、リストに挙げられている農民代表のほとんどはベルン邦の農民代表であるけれども、ルツェルン邦、ゾーロトゥルン邦およびバーゼル邦の農民代表もリストに挙げられている。

このように邦を超えた人的ネットワークがランツゲマインデ（農民集会）を形成する基盤となっていた。

スイス農民戦争史の文献の中には、こうした過渡的な運動体としてのランツゲマインデ（農民集会）について断片的に言及しているものもあるけれども、包括的な研究対象とはされてこなかった⁽⁴⁵⁾。また国制史や法制史においては、農村邦における制度としてのランツゲマインデ（邦民集会）

表2 ズミスヴァルトのランツゲマインデ（農民集会）への参加者

出身邦	名前	出身地
ベルン邦	*【Hans Schürmann】 *【Rudolf Frey】 *【Peter Fällimann】 *【Hans Jakob Dubler】 *【Hans Hess】 Villi Itimgilgen *【Hans Jakob Wurgler】 Casper Vndernärer Vlilda Hinden *【Hans Berger】 *【Christen Zimmermann】 Villi Farni *【Hans Kenzig】 *【Christen Ryff】 *【Hans Rot】 *【Niklaus Bucher】 *【Hans Rüegsegger】 *【Daniel Tschanz】 Micel Vlligalli *【Bendicht Dällenbach】 Aldig Nouwer *【Jaggi Schmied】 *【Hans Riser】 *【Joseph Hess】 *【Hans Bühler】 *【Urs Rot】 *【Thomas Weyermann】 *【Hans Gasser】 *【Sebastian Herzog】 *【Hans Kachelhofer】 *【Hans Murgenthaler】 *【Rudi Beck】 *【Jakob Müller】 *【Galli Bögli】 *【Hans Friedli】 *【Hans Affolter】 *【Hans Kummer】 *【Hans Stammbach】 *【Klaus Wäber】 *【Hans Hummel】 *【Hans Heinrich】 *【Hans Jakob Güder】 *【Christen Nidershuser】 *【Niklaus Rieser】 *【Joseph Kämpfer】 *【Christen Rothenbühler】 *【Uli Pfister】	【Unterentfelden<AG>】 【Gontenschwil<AG>】 【Wittwil<AG>】 【Aarburg<AG>】 【Brittnau<AG>】 【Rapperswil<AG>】 【Rued<AG>】 【Schüpfen<BE>】 【Schüpfen<BE>】 【Steffisburg<BE>】 【Wiedlisbach<BE>】 【Wiedlisbach<BE>】 【Wiedlisbach<BE>】 【Oberbipp<BE>】 【Niederbipp<BE>】 【Attiswil<BE>】 【Röthenbach im Emmental<BE>】 【Röthenbach im Emmental<BE>】 【Rund bei Signau<BE>】 【Rund bei Signau<BE>】 【Rund bei Signau<BE>】 【Frutigen<BE>】 【Oberried in der Herrschaft Interlaken<BE>】 【Herzenbuchsee<BE>】 【Madiswil<BE>】 Gericht 【Thörigen<BE>】 【Lotzwil<BE>】 【Rütschelen<BE>】 【Langenthal<BE>】 【Melchnau<BE>】 【Urwil bei Leimiswil】【Gondiswil<BE>】 【Rohrbach bei Huttwil<BE>】 Gericht 【Bollodingen<BE>】 Gericht 【Bollodingen<BE>】 Gericht 【Bollodingen<BE>】 【Koppigen<BE>】 【Strättlingen<BE>】 【Ursenbach<BE>】 【Oppigen<BE>】 【Kiesen<BE>】 【Affoltern im Emmental<BE>】 【Bannwil<BE>】 【Eriswil<BE>】 【kleinen Emmenthal】 【kleinen Emmenthal】 【Trachselwald<BE>】 【Trachselwald<BE>】

一六五三年スイス農民戦争における「農民同盟文書」の歴史的意義

出身邦	名前	出身地
	*【Daniel Küpfer】 *【Hans Blaser】 *【Ulrich Brand】 *【Hans Sigenthaler】 *【Peter Dolder】 *【Melcher Käser】 *【Hans Grunacher】 *【Christen Dällenbach】 *【Uli Bachmann】 *【Niklaus Luginbühl】 *【Andres Moser】 *【Michel Luginbühl】 *【Peter Künzi】 *【Hans Bieri】 *【Niklaus Leuenberger】 *【Christen Fahrni】 *【Peter Dolder】 *【Hans Jakob Sägesser】 *【Ulli Stirnimann】 *【Ulli Schüppach】 *【Anders Eellenberger】 Stagi Ganeter Niklaus Küpfer	【Langnau<BE>】 【Langnau<BE>】 【Rüegsau<BE>】 【Trub<BE>】 【Trub<BE>】 【Huttwil<BE>】 【Diessbach bei Büren<BE>】 【Diessbach bei Büren<BE>】 【Brenzikofen<BE>】 【Oberhofen am Thunersee<BE>】 【Erlenbach<BE>】 【Bannwil<BE>】 【Wyl<BE>】 Schonholz in der Kircheri Schonholz in der Kircheri 【Schangnau<BE>】 【Schangnau<BE>】 【Aarwangen<BE>】 【Sumiswald<BE>】 【Biglen<BE>】 【Biglen<BE>】 【Lützelflüh<BE>】 【Lützelflüh<BE>】
ルツェルン邦	Casper Murpf Niclaus Bündner Fridli Bucher Hans Häller Casper Steier Hans Yost Huber Hans Bur	【Escholzmatt<LU>】 【Escholzmatt<LU>】 【Willisau<LU>】 【Rothenburg<LU>】 【Rothenburg<LU>】 【Ruswil<LU>】 【Ruswil<LU>】
ゾーロトゥルン邦	【Adam Zeltner】 【Klaus Zeltner】 【Hans Jakob Rauber】 【Jakob Strub】	【Oberbuchsiten<SO>】 【Olten<SO>】 【Egerkingen<SO>】 【Trimbach<SO>】
バーゼル邦	【Uli Schad】 【Isaak Bowe】 【Uli Gysin】	【Oberdorf<BL>】 【Brienzwil<BL>】 【Läufelfingen<BL>】

出典) StA Bern, A IV, 182 (Allgemeine Eidgenossische Bucher, C), S. 515; Rösli, Josef, *Die Bestrafung der Berner Bauern im Bauernkrieg 1653*, Bern 1933, SS. 98-218; Hostettler, Urs, *Der Rebell vom Eggwil*, Bern/Bonn/Wien 1991, SS. 367-368; Amiet, Bruno u. Sigrist, Hans, *Solothurnische Geschichte*, 2. Bd., Solothurn 1976, S. 340を基に作成。

註) *を付した者は農民戦争の過程や鎮圧後に死刑や罰金刑を科せられた者。また、氏名や地名を特定できない場合には【　】を付さずに、史料の表記のままとした。出身地については、現在の州名（アールガウ州AG, ベルン州BE, ルツェルン州LU, ゾーロトゥルン州SO, バーゼル農村州BL）を付してある。

および都市邦における民衆諮問の制度が取り上げられているに過ぎない⁽⁴⁶⁾。

このように「農民同盟文書」の成立に当たっては、邦を超えた人的ネットワークを基盤とする過渡的な運動体としてのランツゲマインデ（農民集会）が大きな意義を果たしたことが分かる。

しかしながらその一方で、ズミスヴァルトやフトヴィールにおけるランツゲマインデ（農民集会）への参加については、地理的な利便さもあってベルン邦の農民代表がイニシアティヴを握っていたと考えてよいであろう。

また、「農民同盟文書」の全体の基調がベルン邦の農民を基軸とした表現をとっていること、「われらベルン領の領民」という表現が使われていること、執筆者と目されているブレンナーがベルン邦の人間であることなどを考え合わせると、「農民同盟文書」の作成に関してもイニシアティヴを握っていたのはベルン邦の農民代表と考えてよいであろう。

したがってまずベルン版が作成された段階で、ルツェルン農民代表の意志の表れとして、より穏和な表現を盛り込む形でベルン版に対して変更や追加がなされることによってルツェルン写本やルツェルン版が作成されたと考えられるが、ベルン版の原本が存在しないために作成の経緯のすべてを明らかにすることはできないので、推測の域を出ない。

成果と課題

最後に、本稿で明らかにされたことをまとめてみることにしよう。

第一に、一六五三年のスイス農民戦争における「農民同盟文書」を歴史的史料として位置づけ、これまで所在が確認されていなかったベルン版の原本の所在が不明である理由を、史料に基づいて明らかにした。

第二に、諸版の異同を包括的に行うことにより、一方ではルツェルン農民の意志、他方ではベルン農民の意志が、それぞれ作用して二つの系統の

「農民同盟文書」が作成されたことを明らかにした。

第三に、こうした農民同盟文書の作成母体であるランツゲマインデ（農民集会）が邦を超える広がりを有する人的ネットワークを基盤として成立するものであって、運動体として過渡的なものであったことを明らかにした。

今後の課題としては、各邦におけるランツゲマインデ（農民集会および住民集会）のネットワーク⁽⁴⁷⁾を明らかにすると共に、各邦の農民指導者と反乱農民の乖離に表れる農民層の階層構造⁽⁴⁸⁾を明らかにすることが挙げられる。

註

- (1) スイス農民戦争について一般的に取り上げたものとしては以下に挙げる文献を参照。
邦語では、森田安一編『スイス・ベネルクス史』山川出版社、一九九八年、八五一八六頁；同『物語 スイスの歴史』中公新書、二〇〇〇年、一二六一一二八頁；眞共二『改宗と亡命の社会史－近世スイスにおける国家・共同体・個人』創文社、二〇〇三年、二一七一二九頁。概説書の類では、Stadler, Peter, Das Zeitalter der Gegenreformation, in: *Handbuch der Schweizer Geschichte*, 1. Bd., 2. Aufl., Zürich 1980, SS. 652-658; Capitani, François de, Beharren und Umsturz (1648-1815), in: *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*, Bd. 2, Basel 1986, SS. 139-140; Im Hof, Ulrich, *Geschichte der Schweiz*, 5. Aufl., Stuttgart 1991, SS. 85-86 (U.イム・ホーフ, 森田安一監訳『スイスの歴史』刀水書房、一九九七年、一二九一一三〇頁). 文書館史料などを基にした包括的な研究書としては、Vock, Alois, *Der grosse Volksaufstand in der Schweiz oder der sogenannte Bauernkrieg im Jahre 1653*, *Helvetia*, 6. Bd., Aarau 1830; Ebenda, 2. Aufl., Bern 1831; Liebenau, Theodor von, Der luzernische Bauernkrieg vom Jahre 1653, in: *Jahrbuch für schweizerische Geschichte*, Bd. 18(1893), SS. 229-331, Bd. 19(1894), SS. 71-320, Bd. 20(1895), SS. 89-233; Kasser, Paul, *Geschichte des Amtes und des Schlosses Aarwangen*, Bern 1908; Ebenda, 2. Aul., Langenthal 1953; Mühlstein, Hans, *Der grosse schweizerische Bauernkrieg 1653*, Celerina 1942; Hostettler, Urs, *Der Rebell vom Eggiwil*, Bern/Bonn/Wien 1991; Suter, Andreas, *Der schweizerische Bauernkrieg von 1653*, Tübingen 1997. その他に、

ゾーロトゥルン邦におけるスイス農民戦争については、Amiet, Bruno, u. Sigrist, Hans, *Solothurnische Geschichte*, 2. Bd., Solothurn 1976, SS. 328-351を、バーゼル邦におけるスイス農民戦争については、Landolt, Niklaus, *Untertanenrevolten und Widerstand auf der Basler Landschaft im 16. und 17. Jahrhundert*, Liestal 1996, SS. 479-701を参照。

- (2)各邦の個別地域のランツゲマインデは実態に即して住民集会と規定する。
- (3)各邦の個別地域を超える邦全土もしくは複数邦の農民によるランツゲマインデは実態に即して農民集会と規定する。これに対して、一三邦時代の農村邦における政治制度としてのランツゲマインデは「邦民集会」、スイス連邦共和国成立以降における政治制度としてのランツゲマインデは「州民集会」と規定する。「邦民集会」および「州民集会」としてのランツゲマインデについてはさしあたり、関根昭彦『スイス直接民主制の歩み』尚学社、一九九九年、二一一七頁を参照。なお現代のスイスの地方行政制度における「ゲマインデ」については、岡本三彦『現代スイスの都市と自治』早稲田大学出版部、二〇〇五年、四一二二頁を参照。
- (4)Vock, a. a. O. SS. 235-241, SS. 267-272, SS. 297-301; Ebenda, 2. Aufl., SS. 203-209, SS. 235-240, SS. 265-269; Tillier, Anton von, *Geschichte des Freistaates Bern*, Bd. 4, Bern 1838, SS. 166-168; Bögli, Hans, *Der bernische Bauernkrieg in den Jahren 1641 und 1653*, Langnau 1888, SS. 58-60, 63-65; Liebenau, a. a. O., Bd. 19, SS. 288-301, Bd. 20, SS. 15-26; Utzinger, Walter, *Bürgermeister Johann Heinrich Wasers eidgenössisches Wirken 1652-1669*, Zürich 1903, SS. 31-34; Peter, Gustav Jakob, *Zürichs Anteil am Bauernkrieg 1653*, Zürich 1909, SS. 23-27, S. 45; Guggenbuhl, Gottfried, *Der schweizerische Bauernkrieg von 1653*, Zürich 1913, SS. 36-41; Ebenda, 2. Aufl., Zürich 1953, SS. 36-42; Dierauer, Johannes, *Geschichte der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, Bd. 4, Gotha 1912, SS. 35-37; Rösl, Josef, *Die Bestrafung der Berner Bauern im Bauernkrieg 1653*, Bern 1933, S. 20; Gauss, D. Karl, u. a., *Geschichte der Landschaft Basel und des Kantons Basellandschaft*, Liestal 1932, S. 781, S. 783, S. 785; Grüter, Sebastian, *Geschichte des Kantons Luzern im 16. und 17. Jahrhundert*, Luzern 1932-1945, SS. 300-301; Gagliardi, Ernst, *Geschichte der Schweiz*, 2. Bd., Zürich / Leipzig 1938, SS. 753-754; Mühlstein, a. a. O., SS. 295-319, SS. 341-401; Kasser, a. a. O., SS. 219-220, SS. 223-229; Ebenda, 2. Aufl., S. 163, SS. 166-171; Wahnen, Hermann, Niklaus Leuenberger, in:

Wir jungen Bauern, Jg. 20, 1953, SS. 13-20; Wahlen, Hermann u. Jaggi, Ernst, *Der schweizerische Bauernkrieg 1653 und die seitherige Entwicklung des Bauernstandes*, Bern 1953, SS. 53-60; Zingg, Eduard, *Olten im Bauernkrieg 1653*, Olten 1953, SS. 23-24; Amiet, Bruno u. Sigrist, Hans, *Solothurnische Geschichte*, Bd. 2, Solothurn 1976, SS. 340-341; Hostettler, a. a. O., SS. 367-374, SS. 386-390, SS. 420-430; Suter, a. a. O., SS. 214-232, SS. 611-612.なお、史料などに記載されている日付はユリウス暦（旧暦）を用いている場合とグレゴリウス暦（新暦）を用いている場合がある。グレゴリウス暦による日付はユリウス暦による日付の一〇日後となる。本稿における叙述においてはグレゴリウス暦の日付を採用する。ベルン邦で新暦が公式に採用されるのは一七〇一年からである。Vgl. *Historisch-Biographisches Lexikon der Schweiz*, Bd. 7, Neuenburg 1934, S. 634.

- (5) Vock, a. a. O., SS. 237-241; *Ebenda*, 2. Aufl., SS. 205-209.
- (6) *Amtliche Sammlung der ältern Eidgenossischen Abschiede*, Bd. 6, Abt. 1, Frauenfeld 1867, SS. 163-166.
- (7) 「農民同盟文書」の末尾の文章は以下の通りである。「この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され、ここに掛けられた印章によって永遠に記憶され、眞の証書とされることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され、ベルン、ルツェルン、ゾーロトゥルンおよびバーザルの各邦に一通ずつ送達された。」(*Ebenda*, S. 166.)
- (8) Liebenau, a. a. O., Bd. 20, SS. 17-22.
- (9) 筆者は旧稿【研究資料】一六五三年スイス農民戦争における農民盟約者団同盟文書『長崎県立大学論集』三五巻三号（二〇〇一年），一七七一九一頁の執筆段階で，『盟約者団会議議事録』およびリーベナウの記述を根拠として，ルツェルン文書館に対して「農民同盟文書」の原本ないしは写本の所在について確認を求めたけれども，当文書館から原本ないし写本の所在については確認できないという回答を受けた。
- (10) Staatsarchiv des Kantons (以下StAと略記) Solothurn, Urkundensammlung, Urkunde vom 4./ 14. 5. 1653.
- (11) Widmer, Sigmund, *Illustrierte Geschichte der Schweiz*, 2. Bd., Zürich 1960, S. 219. 前掲旧稿において、筆者はゾーロトゥルン版の原本に基づき転写すると共に訳出した（拙稿、前掲、一七九一九一頁）。というのも、ルツェルン文書館からの回答によればルツェルン版の原本ないしは写本の所在が不明である以上、ヴィードマーによ

り唯一の原本とされたゾーロトゥルン版を取り上げることに意義があると考えたからである。

- (12) StA Bern, AIV 183 (Allgemeine Eydgenußliche Bücher, Bauernkrieg, Bd. D), SS. 245-260.
- (13) *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil, 4 Bd., 2 Hälfte*, Aarau 1956, SS. 1125-1129. 但し、この史料集においては公刊史料の『盟約者団会議議事録』について言及しているだけで、その他の原本ないしは写本について言及していない。またベルン写本のすべては転写されておらず、文書の冒頭の部分は省略されている。筆者は省略されている部分も含めてベルン写本のすべてをすでに転写している。Vgl. Iwai, Takao, Der Bundesbrief als eine historische Quelle – Ein Beitrag zur Geschichte des schweizerischen Bauernkrieges von 1653 – in: *Nagasaki Prefectural University Journal*, Vol. 39, Nr. 1 (2005), SS. 30-37.
- (14) Hilty, Carl, *Die Bundesverfassungen der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, Bern 1891, SS. 288-293; Oechsli, Wilhelm (Bearb.), *Quellenbuch zur Schweizergeschichte, II. Halbband, 2. Aufl.*, Zurich 1918, SS. 384-387; Mühlstein, a. a. O., SS. 303-306; Stüssi-Lauterburg, Jürg u. a. (Hrsg.), *Verachter Herrenpossen! Verschuchet fremde Gäste! Der Bauernkrieg 1653*, Lenzburg 2003, SS. 194-197.
- (15) 二〇〇三年に開催された集会や一連の講演の一部を収めた論文集として次のものがある。Römer, Jonas (Hrsg.), *Bauern, Untertanen und <<Rebellen>> – Eine Kulturgeschichte des Schweizerischen Bauernkrieges von 1653* –, Zürich 2004.
- (16) StA Luzern, Urk. 329 / 6065.
- (17) StA Luzern, Urk. 329 / 6066.
- (18) StA Basel-Stadt, Urk. 3867.
- (19) Holenstein, André, Der Bundesbrief der aufständischen Untertanen im Bauernkrieg 1653, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde*, 66 (2004), SS. 32-43 (以下 *Bundesbrief* と略記) ; Derselbe, Kommentierte Transkription des Huttwiler Bundesbriefes, in: Römer, a. a. O., SS. 72-85 (以下 *Transkription* と略記).
- (20) Holenstein, *Bundesbrief*, S. 36; Derselbe, *Transkription*, S. 76.
- (21) Holenstein, *Bundesbrief*, SS. 40-43; Derselbe, *Transkription*, SS. 81-85.
- (22) Iwai, a. a. O., SS. 3-38 u. SS. 41-78.
- (23) すべての原本と写本の訳出は付録としてまとめた。また旧稿においてゾーロトゥル

ン版をすでに訳出しているけれども、今回の訳出に当たっては若干の訂正や表現の工夫を施した。

- (24) Holenstein, Der schweizerische Bauernkrieg von 1653 – ein Überblick –, in: *Jahrbuch der Historischen Gesellschaft Luzern*, 21 (2003), SS. 5–21; Derselbe, Der Bauernkrieg von 1653 – Ursachen, Verlauf und Folgen einer gescheiterten Revolution, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde*, 66 (2004), SS. 1–31; Derselbe, Der Bauernkrieg von 1653 – Ursachen, Verlauf und Folgen einer gescheiterten Revolution, in: Römer, a. a. O., SS. 28–65.
- (25) Suter, a. a. O., SS. 281–282. なお近世におけるペルン邦での死刑制度の実態については, Tscharner, Hans-Fritz von, *Die Todesstrafe im alten Staate Bern*, Diss. Bern 1936が詳しい。
- (26) StA Bern, A II, 429, S. 59 (R. M. vom 27. 8. 1653), S. 64 (R. M. vom 29. 8. 1653); StA Bern, A IV, 184 (Allgemeine Eydgenößische Bücher, Bauernkrieg, Bd. E), S. 406; Vock, a. a. O., S. 588; Ebenda, 2. Aufl., S. 508; Tillier, a. a. O., S. 200; Der Bauernkrieg 1653, in: *Neujahrs-Blatt Der berinischen Jugend gewidmet für das Jahr 1850*, S. 36; Bögli, a. a. O., S. 97; Oekonomischen und gemeinnützigen Gesellschaft des Kts. Bern (Hrsg.), *Klaus Leuenberger und der schweizerische Bauernkrieg von 1653, Festschrift zur Erinnerung an die Einweihung des Leueenberger-Denkmales in Rüderswil am 7. Juni 1903*, Bern 1903, S. 32; Guggenbühl, a. a. O., S. 59; Ebenda, 2. Aufl., S. 57; Rösli, a. a. O., S. 104; Wahlen, u. Jaggi, a. a. O., S. 90; Wahlen, a. a. O., S. 31; Wyser, von Alfred, Der Schweizerische Bauernkrieg 1653, in: *Oltner Tagblattes*, 75. Jg. (1953), S. 5; Stussi-Lauterburg, u. a., a. a. O., SS. 374–376.
- (27) StA Bern, B IX 476 (Turmbuch 1653–1656), SS. 30–44.
- (28) Ebenda, S. 44. なお、このロイエンペルガーに対する調書の再録と思われる史料として次のものがある。Burgerbibliothek Bern, MSS. Hist. Helv. I, 108, Historica Miscellanea von Abraham de Losea, o. J., SS. 991–1003.
- (29) Burgerbibliothek Bern, MSS. Hist. Helv. I 85, Calendarium Chroologicum, SS. 101–102.
- (30) StA Solothurn, Kollegiatstift St. Leodegar in Schoenenwerd, Nr. 3, Protokoll 2, 1639–1656, S. 215.

- (31) Burgerbibliothek Bern, MSS. Hist. Helv. XIII, 101, o. J., Bauern Rebellion von 1653 und 1749 zu Berbis 1656. この史料は著者不詳の史料集の中に収められており、「ベルン, ルツェルン, ゾーロトゥルンおよびバーゼルの四つの邦の反乱農民の間の悪しき同盟の写し (Copey deß bösen bundts, zwüschen den rebellischen Buwern der vier orthen, Bern, Lucern, Solothurn vnnd Basel vffgericht.)。」という表題が付されている。
- (32) Tcharner, a. a. O., SS. 101-105.
- (33) Zentralbibliothek Zürich, IV GG 230 ah, Jacob Lauffer, Genaue und umständliche Beschreibung helvetischer Geschichte, 18. Teil, Zürich 1738, S. 128.
- (34) StA Bern, AIV 183 (Allgemeine Eydgenößische Bücher, Bauernkrieg, Bd. D), S. 256; *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil, 4 Bd., 2 Hälften*, Aarau 1956, S. 1127.
- (35) StA Bern, B IX 476 (Turmbuch 1653-1656), SS. 45-48; Liebenau, a. a. O., Bd. 19, S. 289; Rösli, a. a. O., SS. 108-109. ブレンナーの名前についてはレースリ (Rösli) に倣って表記したが、ホーレンシュタインはバルン写本の署名 (Joh. Conr. Brönnner) を基にして Johann Konrad Brenner と表記している。Vgl. Holenstein, *Bundesbrief*, S. 35; Derselbe, *Transkription*, S. 76.
- (36) StA Bern, B IX 476 (Turmbuch 1653-1656), SS. 54-59; Rösli, a. a. O., SS. 107-108.
- (37) 「農民同盟文書」に掛けられた印章は次に挙げる六つである。第一の印章はラント・エントレブーフ, 第二の印章は都市ヴィリザウ, 第三の印章は都市オルテン, 第四の印章は都市リースタル, 第五の印章は都市ローテンブルクのものであり, 第六の印章は刻印されていないがエメンタールのものとされている。Vgl. StA Bern, AIV 183 (Allgemeine Eydgenößische Bücher, Bauernkrieg, Bd. D), S. 256; Holenstein, *Bundesbrief*, S. 34; Derselbe, *Transkription*, S. 75.
- (38) Vock, a. a. O., S. 588; Ebenda, 2. Aufl., S. 508; Tillier, a. a. O., S. 200; Der Bauernkrieg 1653, in: *Neujahrs-Blatt Der bernischen Jugend gewidmet für das Jahr 1850*, S. 36; Bögli, a. a. O., S. 97; Oekonomischen und gemeinnützigen Gesellschaft des Kts. Bern (Hrsg.), *Klaus Leuenberger und der schweizerische Bauernkrieg von 1653, Festschrift zur Erinnerung an die Einweihung des Leueenbergerdenkmals in Rüderswil am 7. Juni 1903*, Bern 1903, S. 32; Guggenbühl, a. a. O.,

S. 59; *Ebenda*, 2. Aufl., S. 57; Rösli, a. a. O., S. 104; Wahlen, u. Jaggi, a. a. O., S. 90; Wahlen, a. a. O., S. 31; Wyser, von Alfred, Der Schweizerische Bauernkrieg 1653, in: *Oltner Tagblattes*, 75. Jg. (1953), S. 5; Stüssi-Lauterburg, u. a., a. a. O., SS. 374-376.

(39) Türler, Heinrich, Zeitgenössische Notizen über den Bauernkrieg von 1653, in: *Neues Berner Taschenbuch* 1904, S. 136; Tscharner, a. a. O., S. 73; Hostettler, a. a. O., S. 652.

(40) フライエ・エムターは現在のアールガウ州に位置するムーリ, ブレームガルテンおよびメリンゲンを経てバーデンに至る地域とルツェルン州のヒッツキルヒを含む地域で, 一五三二年から一七九八年から盟約者団の共同支配地であった。Vgl. Historisch-Biographisches Lexikon der Schweiz, Bd. 3, S. 248.

(41) Holenstein, *Bundesbrief*, SS. 32-33; Derselbe, *Transkription*, S. 73.

(42) StA Bern, AIV 183 (Allgemeine Eidgenössische Bücher, Bauernkrieg, Bd. D), S. 256.

(43) 踊共二氏は「農民同盟文書」の第一条項について、「宗派の違いを超えて妥当する政治的・経済的権利の要求を前面に押し出していた。」と述べ, 農民代表の意志統一がなされた上で文書が作成されたことを前提とした上で, 「宗派至上主義の相対化」の傾向の表れであると述べている。踊共二, 前掲書, 二一八頁。

(44) StA Bern, A IV, 182 (Allgemeine Eidgenössische Bücher, C), S. 515. この史料には【Welche Ort den Rebellen Eydt zu Sumiswald geschworen. [Wie viel personen vnd ort der rebellen eydt zu Sumisw. geschworen]】という表題が付されている。なおこのリストに挙げられている農民代表については, これまでの研究ではベルン邦に限って取り上げられているに過ぎない。Vgl. Rösli, a. a. O., SS. 98-218; Hostettler, a. a. O., SS. 367-368.

(45) このことは最新の研究についても妥当する。Vgl. Hostettler, a. a. O.; Suter, a. a. O. 筆者は農民戦争末期のヘルツォーゲンブルフゼーの戦いに関わる限りで, こうした過渡的な運動体としてのランツゲマインデ(農民集会および住民集会)について, 以下の点を指摘した。第一に, 運動体としての過渡的なランツゲマインデ(農民集会および住民集会)は農民反乱の反乱母体として, 農民指導者を選出する母体であったこと。第二に, こうした過渡的なランツゲマインデ(農民集会および住民集会)内部には, 指導者層の現実路線と反乱農民の過激路線の対立がみられたこと。第三に, 農民指導者

はこうした農民層の強硬派と穩健派の対立を調整した上で反乱農民の意志統一を図ることが必ずしもできなかったこと。拙稿「市場町の破壊－一六五三年スイス農民戦争におけるヘルツォーゲンブルーフゼーー」『比較都市史研究』二二巻二号（二〇〇三年一二月），一八—一九頁を参照。

(46) Vgl. Peyer, Hans Conrad, *Verfassungsgeschichte der alten Schweiz*, Zürich 1978, SS.

135-136. 法制史については、さしあたり関根照彦、前掲書、一四—一七頁を参照。

(47) ベルン邦について筆者は近く公刊予定の論稿で、市場ネットワークとの関連でランツゲマインデ（農民集会および住民集会）のネットワークを取り上げている。拙稿「市場と地域－近世前期スイス・都市邦ベルンの市場ネットワーク－」『市場史研究』二五号（二〇〇五年、一二月刊行予定），一一一三頁を参照。

(48) スイス農民戦争の舞台となった地域ではないが、十八世紀のアペンツェル・アウサーローデン邦の階層構造について筆者はすでに取り上げたことがある。拙稿「近世スイス社会の階層構造(1)－農村邦アペンツェル・アウサーローデンの場合－」『長崎県立大学論集』三六巻四号（二〇〇三年、三月），一一三—一四〇頁を参照。

付録1 「農民同盟文書」ルツェルン版

(出典 : Staatsarchiv des Kantons Luzern, Urk. 329/6065)

一六五三年にルツェルン領のエントレーブーフにおいて、都市ルツェルンのお上との間で争いと対立が生じたことは周知のことである。その原因は都市ルツェルンのお上が領民の文書と印章にさからって新税、重罰および負担を多大に課し、強制したからである。そのため領民はお上のもとに使者を派遣した。使者たちは恭しくへりくだり礼を尽くして、このような負担を免除し解消してくれるよう懇願した。しかしながら使者たちは何も得られなかつたばかりでなく、拘束されたり脅されかかったりもした。そのため農民は怒り、お上が領民から剥奪した古い文書と諸権利を領民の手に戻すまでは貢租や貨幣債務を今後一切差し出さないことを、全財産を捧げて共同で誓約した。したがってお上は他の臣民を促して服従させようとしたけれども、原因を聞き知った領民たちは同一の負担を自らも負わされていることに気が付くに至った。したがって彼らもエントレーブーフの領民たちの味方となり、ヴォルフーゼンにおいて共同で誓約した。なぜなら懇願したにもかかわらず領民に属する特別なことは何ら得られなかつたからである。この件についてお上はひどく不満であった。そのためお上はカトリック六邦の使節に書状を書き送った。使節たちはかなり長く交渉を行い、その間にお上は書状を書き送って救援を求めたのである。交渉は長引けば長引くほど悪い結果になった。したがって都市ルツェルンに隣接する郡代官区が進軍した。というのも、二度と再び都市に誓約しようとしてすれば、これら郡代官区の同盟仲間であるクリエンスとホルヴに対してすべてを破壊すると主君が強く大いに脅かしたからである。バーデンの盟約者団一三邦と従属邦の使節が不当で不正な布告を作成し公にした。その布告の内容は、公然と争いに及んだのであるから厳罰の過ちや恣意性については領民に多大の責任があり、このことは上記のエントレーブーフの事件を起こした者たちの大部分やその者たちを援助した者すべてについて妥当す

るというものであった。このため彼ら領民はすべての臣民から憎まれ、すべての臣民の側に付くことなく、すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために彼ら領民はあまりにもけなされ誹謗されたために、もはや自らの身体と生命が安全ではなくなり、危険にさらされもした。その間に多くの地で邦内および邦外の兵士が彼ら領民を襲つたので、彼らはわれらベルン邦の農民たちと話をするためにやって来て、われらはお互いに苦惱と損害を与える意志はないこと、邦外の兵士にも邦内の兵士にもあちこち荒らし回らせず、われらを襲わせないこと、そうすればわれらは忠実な、愛すべき隣人として相互に交易し、われらの家宅、全財産、妻子を良き平和な状態に維持し続けられることを取り決めた。

われらベルン領の領民は主君やお上に対してわれらの苦情を和らげ、手を引いてもらうように幾度も懇願しようとしてきた。数年前のトゥーン戦争もしくはトゥーン紛争においてそのようなことも取り決められたのであるが、うまくいかないで終わってしまった。そのためにわれらは何度もベルンのお上に使者を遣わして、われらの苦情を取り除いてもらうよう恭しく懇願した。だがそれについてお上はわれらの使者たちに対して、懇願を受け入れるためににはわれらすべての名において跪くことを強要したのであるが、われらの使者に約束したと同じ事をその後まだ行っていない。そのためわれらは理由を常に見誤っていたとしか思えなくなった。

一六五三年四月一三日にズミスヴァルトでランツゲマインデが開催されたのはわれらの苦情の数々や不当な布告を訴えるためである。われらにとって少なからず重要であった誉れと良き名を不当な布告が傷つけようとしたのである。われらがベルン領、ルツェルン領、ゾーロトゥルン領およびバーゼル領をはじめとして後段で列挙される地から集まって親密に話し合ったのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。その上でわれらは野外にて満場一致で、堅固で不变にして搖るがぬ永久の盟約と同盟を、真に永遠なる神に対して、一同拳手して以下に挙げる条項を以下のように誠実に誓約した。

父にして子にして聖靈である聖なる三位一体としての神の名においてアーメン。

われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助すること、生命、全財産および血をもって相互に保護すること、したがって主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと、こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。

第二に、われらは新たなる不正な布告をすべて排除するのを相互に援助すること、いずれの地の臣民も自らのお上に向けて正義を主張すべきであるが、彼らがお上と衝突しようとする場合には、事前にどちらが正しいのか正しくないのかを判断できるように、他の同盟仲間が知ることなしに事を起こしてはならないこと、われらの同盟仲間が正しい場合には衝突にあたってわれらは援助するが、正しくない場合には断ること。

第三に、お上が領外や領内の民衆や臣民にとって厄介な存在になろうとする場合には、われらはこれを排除するのになんら辛抱することなく、必要ならば慰めたり雄々しく駆けつけたりして、他の同盟仲間を援助すること。

第四に、この反乱を通じての幾重もの行為のために都市や農村で主君や他の者たちにより、ある者もしくは他の者が拘引されたり、生命や財産もしくは生存に危害が及ぼされる場合にも、いずれの同盟仲間にも関わることとして、われら同盟仲間のすべての地は生命、全財産および血をもって、その者を解放し救出するのを援助しなければならないこと。

第五に、この宣誓された同盟は一〇年ごとに同盟仲間に再び読み上げられ更新されねばならないこと、そしてある地もしくは他の地がお上や他の者について不満を抱いたときには、常に同じ盟約と同盟が正当であるとすることによって、われらの子孫が二度と再び更新と不当な不満で煩わ

されることがないようにしなければならないこと。

第六に、われらのうちいかなる者も高慢であったり厚顔であってはならず、この同盟盟約に反して語ったり、助言や助力を与えではならず、同盟から離脱したり同盟を破ったりしてはならないこと、こうしたことが蔑ろにされるならば、その者は偽りの誓約をする不誠実な者とみなされてその罪に応じて処罰されねばならないこと。

第七に、すべての地で他の同盟者が決議した上で当事者のすべてが同時に相互に決議と和議を行うまでは、いかなる同盟者もお上との間でこの反乱について完全に和議を結んだり決議してはならないこと。

統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の9つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。統いてベルン邦から、はじめに郡代官区トラクセルヴァルト、〔追加〕、ジーグナウ、〔都市〕および農村〔トゥーン〕、インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼフティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク、都市および伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、郡代官区クリークシュテッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区ブヒェックベルク、郡代官区ドルナッハ、郡代官区ティアシュタイン、郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタル、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

〔追加〕 ブランディス, ズミスヴァルト, フトヴィール, ラント・エメンタール, 自由裁判区シュテフィスブルク, ヒルターフィンゲン, ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され, ここに掛けられた印章によって永遠に記憶され, 真の証書とされることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され, ベルン, ルツェルン, ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。

付録2 「農民同盟文書」ゾーロトゥルン版

(出典 : Staatsarchiv des Kantons Solothurn, Urkundensammlung,
Urkunde vom 4./14.5.1653)

一六五三年にルツェルン領のエントレブーフにおいて, 都市ルツェルンのお上との間で争いと対立が生じたことは周知のことである。その原因は都市ルツェルンのお上が領民の文書と印章にさからって新税, 重罰および負担を多大に課し, 強制したからである。そのため領民はお上のもとに使者を派遣した。使者たちは恭しくへりくだり礼を尽くして, このような負担を免除し解消してくれるように懇願した。しかしながら使者たちは何も得られなかったばかりでなく, 拘束されたり脅されかかったりもした。そのため農民は怒り, お上が領民から剥奪した古い文書と諸権利を領民の手に戻すまでは貢租や貨幣債務を今後一切差し出さないことを, 全財産を捧げて共同で誓約した。したがってお上は他の臣民を促して服従させようとしたけれども, 原因を聞き知った領民たちは同一の負担を自らも負わされていることに気が付くに至った。したがって彼らもエントレブーフの領民たちの味方となり, ヴォルフーゼンにおいて共同で誓約した。なぜなら懇願したにもかかわらず領民に属する特別なことは何ら得られなかつたから

である。この件についてお上はひどく不満であった。そのためお上はカトリック六邦の使節に書状を書き送った。使節たちはかなり長く交渉を行い、その間にお上は書状を書き送って救援を求めたのである。交渉は長引けば長引くほど悪い結果になった。したがって都市ルツェルンに隣接する郡代官区が進軍した。というのも、二度と再び都市に誓約しようとしてすれば、これら郡代官区の同盟仲間であるクリエンスとホルヴに対してすべてを破壊すると主君が強く大いに脅かしたからである。バーデンの盟約者団一三邦と従属邦の使節が不当で不正な布告を作成し公にした。その布告の内容は、公然と争いに及んだのであるから厳罰の過ちや恣意性については領民に多大の責任があり、このことは上記のエントレブーフの事件を起こした者たちの大部分やその者たちを援助した者すべてについて妥当するというものであった。このため彼ら領民はすべての臣民から憎まれ、すべての臣民の側に付くことなく、すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために彼ら領民はあまりにもけなされ誹謗されたために、もはや自らの身体と生命が安全ではなくなり、危険や暴力にさらされもした。その間に多くの地で邦内および邦外の兵士が彼ら領民を襲ったので、彼らはわれらベルン邦の農民たちと話をするためにやって来て、われらはお互いに苦惱と損害を与える意志はないこと、邦内の兵士にも邦外の兵士にもあちこち荒らし回らせず、われらを襲わせないこと、そうすればわれらは忠実な、愛すべき隣人として相互に交易し、われらの家宅、全財産、妻子を良き平和な状態に維持し続けられることを取り決めた。

われらベルン領の領民は主君やお上に対してわれらの苦情を和らげ、手を引いてもらうように幾度も懇願しようとしてきた。数年前のトゥーン戦争もしくはトゥーン紛争においてそのようなことも取り決められたのであるが、うまくいかないで終わってしまった。そのためにわれらは何度もベルンのお上に使者を遣わして、われらの苦情を取り除いてもらうように恭しく懇願した。だがそれについてお上はわれらの使者たちに対して、懇願を受け入れるためにはわれらすべての名において跪くことを強要したので

あるが、われらの使者に約束したと同じ事をその後まだ行っていない。そのためわれらは理由を常に見誤っていたとしか思えなくなった。

一六五三年四月一三日にズミスヴァルトでランツゲマインデが開催されたのはわれらの苦情の数々や不当な布告を訴えるためである。われらにとって少なからず重要であった誉れと良き名を不当な布告が傷つけようとしたのである。われらがベルン領、ルツェルン領、ゾーロトゥルン領およびバーゼル領をはじめとして後段で列挙される地から集まつたのは苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で、堅固で不变にして搖るがぬ永久の盟約と同盟を真に永遠なる神に対して一同挙手して以下のように誠実に誓約した。

父にして子にして聖靈である聖なる三位一体としての神の名においてアーメン。

われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助すること、正義を打ち立てること、したがつて主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと、この際生命、全財産および血をもって相互に保護すること、こうしたことはすべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。

第二に、われらは新たなる不正な布告をすべて排除するのを相互に援助すること、いずれの地の臣民も自らのお上に向けて正義を主張すべきであるが、彼らがお上と衝突しようとする場合には、事前にどちらが正しいのか正しくないのかを判断できるように、他の同盟仲間が知ることなしに事を起こしてはならないこと、われらの同盟仲間が正しい場合には衝突にあたつてわれらは援助するが、正しくない場合には断ること。

第三に、お上が領外や領内の民衆や臣民にとって厄介な存在になろうとする場合には、われらはこれを排除するのになんら辛抱することなく、必要ならば慰めたり雄々しく駆けつけたりして、他の同盟仲間を援助する

こと。

第四に、この反乱を通じての幾重もの行為のために都市や農村で主君や他の者たちにより、ある者もしくは他の者が拘引されたり、生命や財産もしくは生存に危害が及ぼされる場合にも、いずれの同盟仲間にも関わることとして、われら同盟仲間のすべての地は生命、全財産および血をもって、その者を解放し救出するのを援助しなければならないこと。

第五に、この宣誓された盟約と同盟は一〇年ごとに同盟仲間に再び読み上げられ更新されねばならないこと、そしてある地もしくは他の地がお上や他の者について不満を抱いたときには、常に同じ盟約と同盟が正当であるとすることによって、われらの子孫が二度と再び更新と不当な不満で煩わされることがないようにしなければならないこと。

第六に、われらのうちいかなる者も高慢であったり厚顔であってはならず、この同盟盟約に反して語ったり、助言や助力を与えてはならず、同盟から離脱したり同盟を破ったりしてはならないこと、こうしたことが蔑ろにされるならば、その者は偽りの誓約をする不誠実な者とみなされてその罪に応じて処罰されねばならないこと。

第七に、すべての地で他の同盟者が決議した上で当事者のすべてが同時に相互に決議と和議を行うまでは、いかなる同盟者もお上との間でこの反乱について完全に和議を結んだり決議してはならないこと。

統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンと一緒に誓約した他の9つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。統いてベルン邦の郡代官区から、はじめにトラクセルヴァルト、[追加]、ジーグナウ、[都市] および農村〔トゥーン〕、インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼフティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、

一六五三年スイス農民戦争における「農民同盟文書」の歴史的意義

都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク，都市および伯領レンツブルク，郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から，伯領ゲスゲン，都市およびアムト・オルテン，郡代官区ベヒブルク，郡代官区ファルケンシュタイン，郡代官区クリーク・シュテッテン，郡代官区フルメンタール，郡代官区レーベルン，郡代官区ブヒックベルク，郡代官区ドルナッハ，郡代官区ティアシュタイン，郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から，村落を含む都市リースタール，伯領ファルンスブルク，郡代官区ヴァルデンブルク，郡代官区ホムベルク，郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され，ここに掛けられた印章によって永遠に記憶されることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され，ベルン，ルツェルン，ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。

〔追加〕 ブランディス，ズミスヴァルト，フトヴィール，ラント・エメンタール，自由裁判区シュテフィスブルク，ヒルターフィンゲン，ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。

付録3 「農民同盟文書」バーゼル版

(出典：Staatsarchiv des Kantons Basel-Stadt, Urk. 3867)

一六五三年にルツェルン領のエントレブーフにおいて，都市ルツェルンのお上との間で争いと対立が生じたことは周知のことである。その原因は都市ルツェルンのお上が領民の文書と印章にさからって新税，重罰および負担を多大に課し，強制したからである。そのため領民はお上のものとに使者を派遣した。使者たちは恭しくへりくだり礼を尽くして，このような負

担を免除し解消してくれるよう懇願した。しかしながら使者たちは何も得られなかったばかりでなく、拘束されたり脅されかかったりもした。そのため農民は怒り、お上が領民から剥奪した古い文書と諸権利を領民の手に戻すまでは貢租や貨幣債務を今後一切差し出さないことを、全財産を捧げて共同で誓約した。したがってお上は他の臣民を促して服従させようとしたけれども、原因を聞き知った領民たちは同一の負担を自らも負わされていることに気が付くに至った。したがって彼らもエントレーブーの領民たちの味方となり、ヴォルフーゼンにおいて共同で誓約した。なぜなら懇願したにもかかわらず領民に属する特別なことは何ら得られなかったからである。この件についてお上はひどく不満であった。そのためお上はカトリック六邦の使節に書状を書き送った。使節たちはかなり長く交渉を行い、その間にお上は書状を書き送って救援を求めたのである。交渉は長引けば長引くほど悪い結果になった。したがって都市ルツェルンに隣接する郡代官区が進軍した。というのも、二度と再び都市に誓約しようとしていなければ、これら郡代官区の同盟仲間であるクリエンスとホルヴに対してすべてを破壊すると主君が強く大いに脅かしたからである。バーデンの盟約者団一三邦と従属邦の使節が不当で不正な布告を作成し公にした。その布告の内容は、公然と争いに及んだのであるから厳罰の過ちや恣意性については領民に多大の責任があり、このことは上記のエントレーブーの事件を起こした者たちの大部分やその者たちを援助した者すべてについて妥当するというものであった。このため彼ら領民はすべての臣民から憎まれ、すべての臣民の側に付くことなく、すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために彼ら領民はあまりにもけなされ誹謗されたために、もはや自らの身体と生命が安全ではなくなり、危険や暴力にさらされもした。その間に多くの地で邦内および邦外の兵士が彼ら領民を襲ったので、彼らはわれらベルン邦の農民たちと話をするためにやって来て、われらはお互いに苦悩と損害を与える意志はないこと、邦内の兵士にも邦外の兵士にもあちこち荒らし回らせず、われらを襲わせないこと、そ

うすればわれらは忠実な、愛すべき隣人として相互に交易し、われらの家宅、全財産、妻子を良き平和な状態に維持し続けられることを取り決めた。

われらベルン領の領民は主君やお上に対してわれらの苦情を和らげ、手を引いてもらうように幾度も懇願しようとしてきた。数年前のトゥーン戦争もしくはトゥーン紛争においてそのようなことも取り決められたのであるが、うまくいかないで終わってしまった。そのためにわれらは何度もベルンのお上に使者を遣わして、われらの苦情を取り除いてもらうように恭しく懇願した。だがそれについてお上はわれらの使者たちに対して、懇願を受け入れるためにはわれらすべての名において跪くことを強要したのであるが、われらの使者に約束したと同じ事をその後まだ行っていない。そのためわれらは理由を常に見誤っていたとしか思えなくなった。

一六五三年四月一三日にズミスヴァルトでランツゲマインデが開催されたのはわれらの苦情の数々や不当な布告を訴えるためである。われらにとって少なからず重要であった誉れと良き名を不当な布告が傷つけようとしたのである。われらがベルン領、ルツェルン領、ゾーロトゥルン領およびバーゼル領をはじめとして後段で列挙される地から集まつたのは、苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合つた上で野外にて満場一致で、堅固で不变にして搖るがぬ永久の盟約と同盟を、真に永遠なる神に対して、一同拳手して以下のように誠実に誓約した。

父にして子にして聖靈である聖なる三位一体としての神の名においてアーメン。

われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助すること、したがつて主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと、この際生命、全財産および血をもって相互に保護すること、こうしたこととはすべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。

第二に、われらは新たなる不正な布告をすべて排除するのを相互に援助すること、いずれの地の臣民も自らのお上に向けて正義を主張すべきであるが、彼らがお上と衝突しようとする場合には、事前にどちらが正しいのか正しくないのかを判断できるように、他の同盟仲間が知ることなしに事を起こしてはならないこと、われらの同盟仲間が正しい場合には衝突にあたってわれらは援助するが、正しくない場合には断ること。

第三に、お上が領外や領内の民衆や臣民にとって厄介な存在になろうとする場合には、われらはこれを排除するのになんら辛抱することなく、必要ならば慰めたり雄々しく駆けつけたりして、他の同盟仲間を援助すること。

第四に、この反乱を通じての幾重もの行為のために都市や農村で主君や他の者たちにより、ある者もしくは他の者が拘引されたり、生命や財産もしくは生存に危害が及ぼされる場合にも、いずれの同盟仲間にも関わることとして、われら同盟仲間のすべての地は生命、全財産および血をもって、その者を解放し救出するのを援助しなければならないこと。

第五に、この宣誓された盟約と同盟は一〇年ごとに同盟仲間により再び読み上げられ更新されねばならないこと、そしてある地もしくは他の地がお上や他の者について不満を抱いたときには、常に同じ盟約と同盟が正当であるとすることによって、われらの子孫が二度と再び更新と不当な不満で煩わされることがないようにしなければならないこと。

第六に、われらのうちいかなる者も高慢であったり厚顔であってはならず、この同盟盟約に反して語ったり、助言や助力を与えてはならず、同盟から離脱したり同盟を破ったりしてはならないこと、こうしたことが蔑ろにされるならば、その者は偽りの誓約をする不誠実な者とみなされてその罪に応じて処罰されねばならないこと。

第七に、すべての地で他の同盟者が決議した上で当事者のすべてが同時に相互に決議と和議を行うまでは、いかなる同盟者もお上との間でこの反乱について完全に和議を結んだり決議してはならないこと。

統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げ

る。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の 9 つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。続いてベルン領から、郡代官区トラクセルヴァルト、ジーグナウ、〔追加〕、〔都市〕および農村〔トゥーン〕、インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼフティゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アルベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、郡代官区アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク、都市および伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、郡代官区クリークシュテッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区ブヒェックベルク、郡代官区ドルナッハ、郡代官区ティアシュタイン、郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から、村落を含む都市リースタル、伯領ファルンスブルク、郡代官区ヴァルデンブルク、郡代官区ホムベルク、郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

〔追加〕 ブランディス、ズミスヴァルト、フトヴィール、ラント・エメンタール、自由裁判区シュテフィスブルク、ヒルターフィンゲン、ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され、ここに掛けられた印章によって永遠に記憶されることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され、ベルン、ルツェルン、ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。

付録4 「農民同盟文書」ルツェルン写本

(出典: Staatsarchiv des Kantons Luzern, Urk. 329/6066)

一六五三年にルツェルン領のエントレーブーフにおいて、都市ルツェルンのお上との間で争いと対立が生じたことは周知のことである。その原因は都市ルツェルンのお上が領民の文書と印章にさからって新税、重罰および負担を多大に課し、強制したからである。そのため領民はお上のもとに使者を派遣した。使者たちは恭しくへりくだり礼を尽くして、このような負担を免除し解消してくれるよう懇願した。しかしながら使者たちは何も得られなかつたばかりでなく、拘束されたり脅されかかったりもした。そのため農民は怒り、お上が領民から剥奪した古い文書と諸権利を領民の手に戻すまでは貢租や債務や貨幣を今後一切差し出さないことを、全財産を捧げて共同で誓約した。したがってお上は他の臣民を促して服従させようとしたけれども、原因を聞き知った領民たちは同一の負担を自らも負わされていることに気が付くに至った。したがって彼らもエントレーブーフの領民たちの味方となり、ヴォルフーゼンにおいて共同で誓約した。なぜなら懇願したにもかかわらず領民に属する特別なことは何ら得られなかつたからである。この件についてお上はひどく不満であった。そのためお上はカトリック六邦の使節に書状を書き送った。使節たちはかなり長く交渉を行い、その間にお上は書状を書き送って救援を求めたのである。交渉は長引けば長引くほど悪い結果になった。したがって都市ルツェルンに隣接する郡代官区が進軍した。というのも、二度と再び都市に誓約しようとしていれば、これら郡代官区の同盟仲間であるクリエンスとホルヴに対してもすべてを破壊すると主君が強く大いに脅かしたからである。バーデンの盟約者団一三邦と従属邦の使節が不当で不正な布告を作成し公にした。その布告の内容は、公然と争いに及んだのであるから厳罰の過ちや恣意性については領民に多大の責任があり、このことは上記のエントレーブーフの事件を起こした者たちの大部分やその者たちを援助した者すべてについて妥

当するというものであった。このため彼ら領民はすべての臣民から憎まれ、すべての臣民の側に付くことなく、すべての地にとってもはや隣人となつてはならないとされた。布告のために彼ら領民はあまりにもけなされ誹謗されたために、もはや自らの身体と生命が安全ではなくなり、危険や暴力にさらされもした。その間に多くの地で邦内および邦外の兵士が彼ら領民を襲ったので、彼らはわれらベルン邦の農民たちと話をするためにやって来て、われらはお互に苦惱と損害を与える意志はないこと、邦内の兵士にも邦外の兵士にもあちこち荒し回らせ、われらを襲わせないこと、そうすればわれらは忠実な、愛すべき隣人として相互に交易し、われらの家宅、全財産、妻子を良き平和な状態に維持し続けられることを取り決めた。

われらベルン領の領民は主君やお上に対してわれらの苦情を和らげ、手を引いてもらうように幾度も懇願しようとしてきた。数年前のトゥーン戦争もしくはトゥーン紛争においてそのようなことも取り決められたのであるが、うまくいかないで終わってしまった。そのためにわれらは何度もベルンのお上に使者を遣わして、われらの苦情を取り除いてもらうように恭しく懇願した。だがそれについてお上はわれらの使者たちに対して、懇願を受け入れるためにはわれらすべての名において跪くことを強要したのであるが、われらの使者に約束したと同じ事をその後まだ行っていない。そのためわれらは理由を常に見誤っていたとしか思えなくなった。

一六五三年四月一三日にズミスヴァルトに集まってきてランツゲマインデが開催されたのはわれらの苦情の数々や不当な布告を訴えるためである。われらにとって少なからず重要であった誉れと良き名を不当な布告が傷つけようとしたのである。われらがベルン領、ルツェルン領、ゾーロトゥルン領およびバーゼル領をはじめとして後段で列挙される地から集まつたのは苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合った上で野外にて満場一致で、堅固で不变にして搖るがね永久の盟約と同盟を、真に永遠なる神に対して、一同拳手して以下に挙げる条

項を以下のように誠実に誓約した。

父にして子にして聖靈である聖なる三位一体としての神の名においてアーメン。

われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除するのを相互に援助し、生命、全財産および血をもって相互に保護すること、したがって主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと、こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。

第二に、われらは新たなる不正な布告をすべて排除するのを相互に援助すること、いずれの地の臣民も自らのお上に向けて正義を主張すべきであるが、彼らがお上と衝突しようとする場合には、事前にどちらが正しいのか正しくないのかを判断できるように、他の同盟仲間が知ることなしに事を起こしてはならないこと、われらの同盟仲間が正しい場合には衝突にあたってわれらは援助するが、正しくない場合には断ること。

第三に、お上が領外や領内の民衆や臣民にとって厄介な存在になろうとする場合には、われらはこれを排除するのになんら辛抱することなく、必要ならば慰めたり雄々しく駆けつけたりして、他の同盟仲間を援助すること。

第四に、この反乱を通じての幾重もの行為のために都市や農村で主君や他の者たちにより、ある者もしくは他の者が拘引されたり、生命や財産もしくは生存に危害が及ぼされる場合にも、いずれの同盟仲間にも関わることとして、われら同盟仲間のすべての地は生命、全財産および血をもって、その者を解放し救出するのを援助しなければならないこと。

第五に、この宣誓された盟約と同盟は一〇年ごとに同盟仲間に再び読み上げられ更新されねばならないこと、そしてある地もしくは他の地がお上や他の者について不満を抱いたときには、常に同じ盟約と同盟が正当

であるとすることによって、われらの子孫が二度と再び更新と不当な不満で煩わされることがないようにしなければならないこと。

第六に、われらのうちいかなる者も高慢であったり厚顔であってはならず、この同盟盟約に反して語ったり、助言や助力を与えてはならず、同盟から離脱したり同盟を破ったりしてはならないこと、こうしたことが蔑ろにされるならば、その者は偽りの誓約をする不誠実な者とみなされてその罪に応じて処罰されねばならないこと。

第七に、すべての地で他の同盟者が決議した上で当事者のすべてが同時に相互に決議と和議を行うまでは、いかなる同盟者もお上との間でこの反乱について完全に和議を結んだり決議してはならないこと。

統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他のヴィリザウ、ローテンブルク、ルスヴィール、マルタース、クリエンス、ホルヴ、ペーロミュンスター、クヌートヴィル、ビューロン、トリエンゲン、エビコンを含むラント・エントレブーフ。

統いてベルン領の郡代官区から、はじめに郡代官区トラクセルヴァルト、ジーグナウ、[都市] および農村トゥーン、インターラーケン、ブリエンツ、フルティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコーフェン、コノールフィンゲン、地方裁判区ゼフティンゲン、伯領ニーダウ、伯領ビューレン、郡代官区フラウブルンネン、郡代官区アールベルク、郡代官区ランズフート、都市を除く伯領ブルクドルフ、郡代官区ヴァンゲン、アールヴァンゲン、郡代官区ビップ、都市およびアムトおよび郡代官区アールブルク、都市および伯領レンツブルク、郡代官区シェンケンブルク、郡代官区シュテフィスブルク、郡代官区ズミスヴァルト、郡代官区プランディス。

ゾーロトゥルン領から、伯領ゲスゲン、都市およびアムト・オルテン、郡代官区ベヒブルク、郡代官区ファルケンシュタイン、郡代官区クリーク・シュテッテン、郡代官区フルメンタール、郡代官区レーベルン、郡代官区

ブヒエックベルク，郡代官区ドルナッハ，郡代官区ティアシュタイン，郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から，村落を含む都市リースタール，伯領ファルンスブルク，郡代官区ヴァルデンブルク，郡代官区ホムベルク，郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され，ここに掛けられた印章によって永遠に記憶され，眞の証書とされることにより効力をもった。

付録5 「農民同盟文書」ペルン写本

（出典：Staatsarchiv des Kantons Bern, A IV 183, SS. 249-255）

一六五三年にルツェルン領のエントレブーフにおいて，都市ルツェルンのお上との間で争いと対立が生じたことは周知のことである。その原因は都市ルツェルンのお上が領民の文書と印章にさからって新税，重罰および負担を多大に課し，強制したからである。そのため領民はお上のもとに使者を派遣した。使者たちは恭しくへりくだり礼を尽くして，このような負担を免除し解消してくれるよう懇願した。しかしながら使者たちは何も得られなかつばかりでなく，拘束されたり脅されかかったりもした。そのため農民は怒り，お上が領民から剥奪した古い文書と諸権利を領民の手に戻すまでは貢租や貨幣債務を今後一切差し出さないことを，全財産を捧げて共同で誓約した。したがってお上は他の臣民を促して服従させようとしたけれども，原因を聞き知った領民たちは同一の負担を自らも負わされていることに気が付くに至った。したがって彼らもエントレブーフの領民たちの味方となり，ヴォルフーゼンにおいて共同で誓約した。なぜなら懇願したにもかかわらず領民に属する特別なことは何ら得られなかつたからである。この件についてお上はひどく不満であった。そのためお上はカト

リック六邦の使節に書状を書き送った。使節たちはかなり長く交渉を行い、その間にお上は書状を書き送って救援を求めたのである。交渉は長引けば長引くほど悪い結果になった。したがって都市ルツェルンに隣接する郡代官区が進軍した。というのも、二度と再び都市に誓約しようとしてすれば、これら郡代官区の同盟仲間であるクリエンスとホルヴに対してすべてを破壊すると主君が強く大いに脅かしたからである。バーデンの盟約者団一三邦と従属邦の使節が不当で不正な布告を作成し公にした。その布告の内容は、公然と争いに及んだのであるから厳罰の過ちや恣意性については領民に多大の責任があり、このことは上記のエントレブーフの事件を起こした者たちの大部分やその者たちを援助した者すべてについて妥当するというものであった。このため彼ら領民はすべての臣民から憎まれ、すべての臣民の側に付くことなく、すべての地にとってもはやベルンに来てはならないとされた。布告のために彼ら領民はあまりにもけなされ誹謗されたために、もはや自らの身体と生命が安全ではなくなり、危険や暴力にさらされもした。その間に多くの地で邦内および邦外の兵士が彼ら領民を襲ったので、彼らはわれらベルン邦の農民たちと話をするためにやって来て、われらはお互いに苦惱と損害を与える意志はないこと、邦内の兵士にも邦外の兵士にもあちこち荒らし回らせらず、わかれらを襲わせないこと、そうすればわれらは忠実な、愛すべき隣人の農民として相互に交易し、われらの家宅、全財産、妻子を良き平和な状態に維持し続けられることを取り決めた。

われらベルン領の領民は主君やお上に対してわれらの苦情を和らげ、手を引いてもらうように幾度も懇願しようとしてきた。数年前のトゥーン戦争もしくはトゥーン紛争においてそのようなことも取り決められたのであるが、うまくいかないで終わってしまった。そのためにわれらは何度もベルンのお上に使者を遣わして、われらの苦情を取り除いてもらうように恭しく懇願した。だがそれについてお上はわれらの使者たちに対して、懇願を受け入れるためにはわれらすべての名において跪くことを強要したので

あるが、われらの使者に約束したと同じ事をその後まだ行っていない。そのためわれらは理由を常に見誤っていたとしか思えなくなった。

一六五三年四月一三日にズミスヴァルトでランツゲマインデが開催されたのはわれらの苦情の数々や不当な布告を訴えるためである。われらにとって少なからず重要であった誉れと良き名を不当な布告が傷つけようとしたのである。われらがベルン領、ルツェルン領、ゾーロトゥルン領およびバーゼル領をはじめとして後段で列挙される地から集まったのは苦情を訴えるという特別な理由があつてのことである。われらは親密に話し合った上でわれらは野外にて満場一致で、堅固で不变にして搖るがぬ永久の盟約と同盟を、眞に永遠なる神に対して、一同拳手して以下に挙げる条項を以下のように誠実に誓約した。

父にして子にして聖靈である聖なる三位一体としての神の名においてアーメン。

われら一同が誓約したのは第一に、はるか昔の盟約者たちが数百年前に共同で誓約した最初の盟約者団同盟を堅持すること、不正を排除することを相互に援助し、正義を打ち立てること、したがつて主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと、この際生命、全財産および血をもって相互に保護すること、こうしたことは宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。

第二に、われらは新たなる不正な布告をすべて排除するのを相互に援助すること、いずれの地の臣民も自らのお上に向けて正義を主張すべきであるが、彼らがお上と衝突しようとする場合には、事前にどちらが正しいのか正しくないのかを判断できるように、他の同盟仲間が知ることなしに事を起こしてはならないこと、われらの同盟仲間が正しい場合には衝突にあたってわれらは援助するが、正しくない場合には断ること。

第三に、お上が領外や領内の民衆や臣民にとって厄介な存在になろうとする場合には、われらはこれを排除するのになんら辛抱することなく、必

要ならば慰めたり雄々しく駆けつけたりして、他の同盟仲間を援助すること。

第四に、この反乱を通じての幾重もの行為のために都市や農村で主君や他の者たちにより、ある者もしくは他の者が拘引されたり、生命や財産もしくは生存に危害が及ぼされる場合にも、いずれの同盟仲間にも関わることとして、われら同盟仲間のすべての地は生命、全財産および血をもって、その者を解放し救出するのを援助しなければならないこと。

第五に、この宣誓された同盟は一〇年ごとに同盟仲間に再び読み上げられ更新されねばならないこと、そしてある地もしくは他の地がお上や他の者について不満を抱いたときには、常に同じ盟約と同盟が正当であるとすることによって、われらの子孫が二度と再び更新と不当な不満で煩わされることがないようにしなければならないこと。

第六に、われらのうちいかなる者も高慢であったり厚顔であってはならず、この同盟盟約に反して語ったり、助言や助力を与えてはならず、同盟から離脱したり同盟を破ったりしてはならないこと、こうしたことが蔑ろにされるならば、その者は偽りの誓約をする不誠実な者とみなされてその罪に応じて処罰されねばならないこと。

第七に、すべての地で他の同盟者が決議した上で当事者のすべてが同時に相互に決議と和議を行うまでは、いかなる同盟者もお上との間でこの反乱について完全に和議を結んだり決議してはならないこと。

統いてこの同盟誓約文書に含まれたり宣誓した地や地方代官区を挙げる。一番最初にヴォールフーゼンで一緒に誓約した他の9つの地方代官区を含むラント・エントレブーフ。統いてベルン領から、はじめに郡代官区トラクセルヴァルト、プランディス、ズミスヴァルト、フトヴィール、ラント・エメンタール、ジーグナウ、[都市および]農村[トゥーン]、自由裁判区シュテフィスブルク、ヒルターフィンゲン、ジーゲリスヴィルのハンス・ビューラー彼自身と彼の子孫たち。郡代官区インターラーケン、ブリエンツ、フルーティゲン、地方裁判区シュテルネンベルク、ツォリコ-

フェン，コノールフィンゲン，ゼフティゲン，伯領ニーダウ，伯領ビューレン，郡代官区フラウブルンネン，郡代官区アールベルク，郡代官区ランズフート，都市を除く伯領ブルクドルフ，郡代官区ヴァンゲン，郡代官区アールヴァンゲン，郡代官区ビップ，都市およびアムトおよび郡代官区アルブルク，伯領レンツブルク，郡代官区シェンケンブルク。

ゾーロトゥルン領から，伯領ゲスゲン，都市およびアムト・オルテン，郡代官区ベヒブルク，郡代官区ファルケンシュタイン，クリークシュテッテン，郡代官区フルメンタール，郡代官区レーベルン，郡代官区ブヒエックベルク，郡代官区ドルナッハ，郡代官区ティアシュタイン，郡代官区ギルゲンベルク。

バーゼル領から，村落を含む都市リースタール，伯領ファルンスブルク，郡代官区ヴァルデンブルク，郡代官区ホムベルク，郡代官区ラームシュタイン。

盟約者団の共同支配地フライエ・エムター。

この同盟宣誓と盟約はフトヴィールにて上に挙げた地からの代表使節により上記の年の五月一四日に承認され，ここに掛けられた印章によって永遠に記憶されることにより効力をもった。この文書は同文のものが四通作成され，ベルン，ルツェルン，ゾーロトゥルンおよびバーゼルの各邦に一通ずつ送達された。